第三十五条の十七第一項	（以下この条	、当該各徴収取扱費算定期間内	（当該各徴収取扱費算定期間内	還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）	徴収取扱費基礎額	金額	第三十五条の十七第二項
（次項	、平成二十八年三月に法第七十二条の百四の規定により当該道府県たに納付された貨物割とし当該貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。）が以下この条において同じ。）の総額（同条第三項に規定する還付金等に付いて当該還付金等に係る貨物割に法第七十二条の百四の規定により当該道府県たに納付された貨物割とし当該貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。）が以下この条において同じ。）の総額（同月						